

2010
JUNE

社会保険さが

NO.724

6

水無月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■ 唐津城

今月の記事

● 日本年金機構

- 7月12日までに算定基礎届の提出をお願いします。…………… 2
- 賞与支払届の提出をお忘れなく!! …………… 2
- 各種適用関係届書の送付先 …………… 2
- 年金相談コーナーからのお知らせ …………… 2
- 年金記録の回復に伴って年金(時効特例給付)が支払われた方に物価上昇分の加算金(遅延加算金)が支払われます。…………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- やれば『さが』つくプロジェクト 平成22年度参加事業所募集中! …………… 4
- 協会けんぽよりお知らせ …………… 5
- ホームページのご案内 …………… 5

● (財)佐賀県社会保険協会

- 第2期初心者向け社会保険事務講習会のご案内 …………… 6
- 健康づくり(ウォーキングマップ) …………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは …………… 8
- 上手に利用!若年者納付猶予・学生納付特例 …………… 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

7月12日までに算定基礎届の提出をお願いします。

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、全被保険者の4・5・6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額の見直しを行います。これを「定時決定」といい、その届出を「標準報酬月額算定基礎届」といいます。

昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の年金受給者を雇用されている場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」を提出してください。

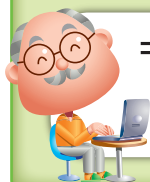
賞与支払届の提出をお忘れなく!!

賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

- 賞与(ボーナス)を支給した場合は、5日以内の提出をお願いします。
- 「賞与支払届」(紙様式またはフロッピーディスク)に「賞与支払届総括表」を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、『賞与支払届総括表』の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。



〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F

日本年金機構 佐賀事務センター



●年金相談コーナーからのお知らせ

年金事務所では、平日午前8時30分から午後5時15分まで年金相談を行っておりますが、**午前10時から午後3時の時間帯**は、大変混雑しお客様をお待たせする時間が長くなっております。**午前10時以前および午後3時以降**は、比較的混雑していませんので、ご来所いただく時間の参考としてください。

なお、年金事務所では、

- 毎週月曜日(休日の場合は翌日) 午前8時30分から午後7時まで
- 毎月第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

ご相談をお受けしております。



年金記録の回復に伴って 年金(時効特例給付)が支払われた方に 物価上昇分の加算金(遅延加算金)が 支払われます。



「年金時効特例法」(平成19年7月施行)により、年金記録の回復に伴って時効特例給付(過去5年よりも以前の分の年金)をさかのぼってお支払をしていますが、今回「遅延加算金法」(平成22年4月30日施行)により当時の年金が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いさせていただきますことになりました。

●対象となる方

平成21年4月30日以前に
時効特例給付が支払われた方

請求手続きが必要となります。

※平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

平成21年5月1日以降に
時効特例給付が支払われた方、
または、これから支払われる方

請求手続きは不要です。

※自動的に手続きを行い、お支払いをいたします。

(※)一定の要件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払いの対象となります。

●請求が必要な方の手続き

●できる限り簡単に手続きしていただけるよう、加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送いたします。

●今すぐに手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの年金事務所にご相談いただいたうえで、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。

※郵送で手続きをされる際に必要となる書類は、お近くの年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構のホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

※お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

●窓口での手続きの際に、お持ちいただくもの

【年金を受給している方が手続きをされる場合】

●年金証書、振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【ご遺族が手続きをされる場合】

●請求されるご遺族の方に応じた添付書類が必要となる場合がございます。詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

※ご本人以外の方が代理で手続きされる場合には、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

①委任状 ②委任状を受けた方(実際に窓口に来られる方)の身分証明書(運転免許証等)

遅延加算金詐欺にご注意!

年金事務所の職員を装って「遅延加算金をお支払いします」とだまし、お金を振り込ませる詐欺にご注意ください。

●お詫びと訂正 5月号の3Pに一部誤りがありました。支給される年金月額額の計算式の一部が誤っていました。

×誤り 基本月額が28万円を超えている → 47万円を超える月 → 基本月額 - {47万円 × 1/2 (総報酬月額相当額 - 47万円)}

正しくは → 基本月額が28万円を超えている → 47万円を超える月 → 基本月額 - {47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

この部分、正しい計算式には+が入ります。訂正してお詫び致します。

健康づくり事業

やれば『さが』つくプロジェクト 平成22年度参加事業所募集中!

協会けんぽ佐賀支部では、昨年度より **やれば『さが』つくプロジェクト** と題した健康づくり事業を行っています。昨年度は17事業所・約200名の方にご参加いただきました。現在、平成22年度の参加事業所を募集中です。この機会に健康づくりに取り組んでみませんか？

★プロジェクトの内容

事業所内で参加者を募り、3人1組のチームをつくり、健康づくりコースの中から1つを選択し3ヶ月間取り組んでいただきます。取り組み状況に応じてポイントを付け、成績優秀のチームには表彰をします。

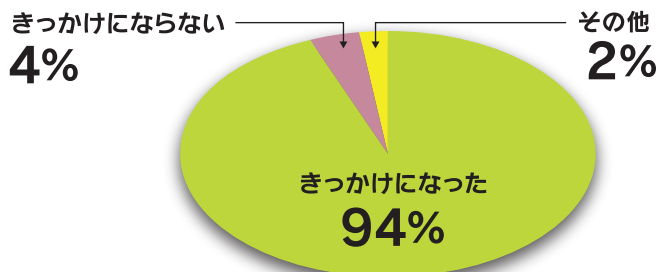
★健康づくりコースの例

- 徒歩通勤コース
 - キャッチボールコース
 - 姿勢を良くしようコース
 - 筋肉トレーニングとストレッチコース
 - 休肝日コース
- など全16コース

参加された みなさまの声

- 会社で働くみんなが健康に興味を持つことは重要であり、参加は大変いいきっかけになった。
- 身体測定のときの保健師さんとのお話が、楽しくてためになった。
- 毎日飲酒していたが、これをきっかけに休肝日を作ることができた。
- 最初は大変だったが、だんだん慣れていき今では習慣となった。これからも続けていきたい。
- 会社内で話題になり、コミュニケーションが良くなった。

■プロジェクトへの参加は、健康づくりのきっかけになりましたか？



参加希望、詳しい説明を聞かたい方は、お気軽にご連絡ください!

協会けんぽ佐賀支部 企画グループ
☎0952-27-0612





お知らせ

■被扶養者の再確認を行っています

18歳以上の被扶養者の方が、すでに就職されて健康保険に二重加入されていないかの確認をお願いしています。

対象の方がおられる場合のみ「被扶養者状況リスト」を5月下旬から6月下旬にかけて順次発送しています。リストが届きましたら期限(7月末日)までに提出して下さい。

二重加入の解消は健康保険料率の低下につながります。ご協力をお願いいたします。

■佐賀年金事務所内窓口を閉鎖しました

佐賀年金事務所2階に開設しておりました協会けんぽ窓口を利用者数の減少に伴い6月1日をもって閉鎖しました。佐賀市近郊にお住まいの方は、協会けんぽ佐賀支部窓口をご利用下さい。



●唐津年金事務所・武雄年金事務所内の窓口は引き続き開設いたします。

■ホームページのご案内

最新の情報・Q&Aなど役立つ情報をたくさん掲載しているほか、申請書のダウンロードもできます。ぜひご覧ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,112.html>

佐賀全国健康保険協会

検索



(財)佐賀県社会保険協会

平成22年度
第2期

初心者向け社会保険事務講習会

初心者及び社会保険事務経験1～2年の担当者を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地 区	日 時	会 場
武 雄 会 場	平成22年7月 7日(水)	武雄市文化会館 武雄市武雄町武雄5538-1
鳥 栖 会 場	平成22年7月 8日(木)	鳥栖市中央公民館 鳥栖市宿町807-17
メ切 佐 賀 会 場	平成22年7月28日(水)	アバンセ 佐賀市天神3-2-11
唐 津 会 場	平成22年7月29日(木)	唐津市民会館 唐津市西城内6-33

●実施時間／各会場共通:13:30受付 13:50開始 16:00終了

募集定員

各会場とも30名(定員になり次第締め切ります)

※1事業所2名までの参加をお願いします。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験1～2年の方

講 師

社会保険労務士

参 加 費

会員事業所は無料(非会員事業所は資料代等として500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

第3期●県内4会場にて平成22年10月開催予定 第4期●県内4会場にて平成23年1月開催予定
主催／財団法人 佐賀県社会保険協会 共催／佐賀県健康保険委員・年金委員会



社会保険事務講習会 参加申込書

会 員 番 号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場・日時	(鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津)	会場／平成	年 月 日()	
参加者氏名(2名まで)				
事 業 所 名				
事 業 所 所 在 地	〒			
	電話番号			()

No.2 佐賀県 ウォーキングマップ

唐津城下の散歩道

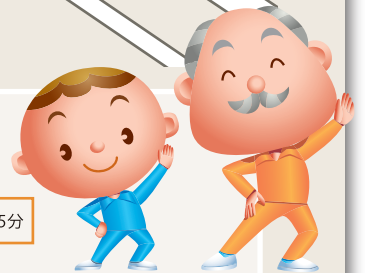
起点の所在地 ● 唐津市新興町



コースの距離と時間 (総距離・時間：4.3km・53分)



築城400年祭を迎えた唐津城・石垣の路の散歩道・唐津神社コースです。唐津城上からの眺望は絶景、昔の面影を残す静かな散歩道、石垣の道、城下町ならではの風情を感じるコースです。



●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年7月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1 鳥栖市役所 (予約)	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 延長相談 19時まで	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8 鳥栖市役所 (予約)	9 伊万里市役所 (予約)	10 休日相談日
11	12 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 東庁舎 (予約)	15 鳥栖市役所 (予約)	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19	20 鹿島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談	21 多久市役所 (予約)	22 鳥栖市役所 (予約)	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

● 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
 相談時間 10:00~15:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)



ご利用方法(ナビダイヤルの場合)
 自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間)●月~金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



上手に利用!若年者納付猶予・学生納付特例

国民年金に加入中の30歳未満の方で、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料納付免除・猶予制度を利用することができます。

今年の3月で卒業された方で引き続き納付猶予を希望する方は、**提出期限が平成22年7月末まで**ですので、早めの手続きをお願いします。

手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に申請書を提出してください。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成22年6月分保険料の納付期限は**平成22年8月2日(月)**です。

ご注意ください!!

※平成22年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月5日(月)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成22年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。